

令和 6 年第 9 回名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

令和 6 年 9 月 27 日(金)

2 会議の場所

仙台北法務局名取出張所 2 階 会議室 4

3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 荒井 龍弥

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

教育委員 長澤 裕司

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

齋藤教育部長、高橋理事兼学校教育課長事務取扱、山家教育部次長兼教育総務課長、佐藤生涯学習課長、鈴木文化・スポーツ課長、林市史編さん室長、郷内教育部企画員兼教育総務課長補佐、宇津井教育総務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

(1) 名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例に対する意見について

(2) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 1)

(3) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 2)

(4) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 3)

(5) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 4)

日程第 5 議 事

議案第 18 号 令和 6 年度名取市スポーツ賞顕彰者(追加分)の決定について

7 開会時刻

午後 3 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

ただいまより、令和 6 年第 9 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、「追加案件 1 カ件」について報告します。

本日配付しておりますお手元の「議事日程追加案件」をご覧ください。下線部のところになりますが、本日の会議日程につきまして、「名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項」の規定に基づき、日程第 4 専決事務報告(4)の次に、「専決事務報告(5)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 4)」を追加したいと思います。このことについてご異議はございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

それでは、日程第 1「前回会議録の承認」についてですが、前回、8 月 26 日開催の第 8 回定例会会議録については、先日、各委員宛配付済みであります。

この内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に日程第 2、会議録署名委員に荒井委員並びに洞口委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第 3、教育長報告(1)、一般事務報告についてですが、いじめの重大事態に関わることについて報告をさせていただきます。

9 月 17 日に総合教育会議を開催し、現在、新たな調査委員会の委員を各関係機関に依頼しており、委員が選定され、調査委員会が発足しましたら、教育委員の皆さまにもお知らせします。

私からの報告は以上です。

次に教育部長からお願いします。

齋藤教育部長

それでは、議案書の１ページから２ページになります。私からは、１ページの９番、９月５日から３０日までの会期で行なわれております「令和６年９月名取市議会定例会」関係について報告いたします。

はじめに、教育委員会関係の一般質問及び総括質疑です。

本日、お手元に別冊資料として「一般質問通告書」及び「総括質疑通告書」をお配りしておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。

一般質問であります、８名の議員から３７件の質問がありました。そのうち教育長答弁が２８件で、同じ項目について市長答弁が９件でありました。

一般質問通告書の１ページをお開き下さい。該当する部分に網掛けをしております。

吉田良議員より、２ページとなりますが、「令和５年１２月に私立学校で発生した重大事態について」、

２ページ、大久保主計議員より、「市長の政治姿勢と市政運営について」、

５ページ、佐藤繁樹議員より、「障がい者スポーツの振興について」、６ページ「市民体育館武道場の環境整備について」、

笹森波議員より「第一中学校の環境整備について」

７ページ、菊地忍議員「学力及び体力向上について」

千葉栄幸議員「本市におけるスポーツ振興について」

８ページ、寺嶋雅子議員「アプリの普及・整理について」

熊谷克彦議員「中学生いじめ自殺未遂への対応について」でありました。

これらにつきましては、１０ページ以降の一般質問答弁書のとおり、適宜回答しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、総括質疑につきましては、３名の議員から６件の質疑がありましたが、全て市長答弁であります。総括質疑の主な内容は、別冊「総括質疑通告書」をご覧ください。

１ページ、小野寺美穂議員より「事務局費において校務支援システム運用業務導入の効果をどのように捉えているのか。また、改善あるいは見直しが必要となるような課題はあったのか。」について

２ページ、板橋美穂委員より３ページ、「スクールソーシャルワーカー活用事業、子どもの心のケアハウス運営事業についての取組と成果について伺う。」、「確かな学力向上推進事業の取組と成果について伺う。」、「社会教育振興事業の各地区体育大会、公民館祭等の開催実績を伺う。また、開催回数の前年度比について伺う。」、「雷神山古墳保存活用計画について、保存方法や活用方針はどのようなものになったのか概要を伺う。」、「増田体育館及び高館体育館耐震診断について、結果を踏まえ令和５年どのような施設管理を行ったのか伺う。また、ほかの施設への影響は。」でありました。

そのほか、ＤＸ推進室が担当ではありますが、通告書の４ページ、二階堂充委員より、「生涯学習の推進として実施した、デジタルデバイド解消事業の取組の成果と課題について伺う。」との質疑がありました。質疑の要旨が「教育・文化・スポーツ分野について」でありましたので、ご参考ください。

これらにつきましては、5 ページ以降の総括質疑答弁書及び本日追加配布しております「教育長報告 追加資料」のとおり、適宜回答しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、議決事項です。前回の教育委員会定例会におきまして専決処分 事項として審議いただきました「令和 6 年度名取市一般会計補正予算（第 6 号）（教育費）」につきましては、原案のとおり可決されております。

また、「名取市教育委員会委員の任命について」ですが、お手元に配布しております資料のとおり市長から提案がなされ、原案のとおり、「布田久美子委員」を任命することについて、議会の同意を得られております。

また、本日 専決事務報告(1)でご審議いただきますが、「名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例」、について、原案どおり可決されております。

私からは以上です。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは教育総務課お願いします。

山家次長兼教育総務課長

特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

高橋理事兼学校教育課長事務取扱

1 番と 2 番です。市校長会を 8 月 27 日に、市副校長・教頭会を 8 月 28 日に実施しました。

6 番、9 月 3 日に第 3 回研究主任者会を、閑上公民館を会場に実施しました。当日は、「学力向上に向けて」と題して、石巻専修大学の有見正敏先生に、主体的・対話的で深い学びに基づいた算数・数学科の授業改善についてご講話いただきました。

14 番、9 月 7 日岩沼市総合体育館を会場に、名取市・岩沼市・亘理町・山元町の教育委員会の共催で、私立中高等学校入試説明会を開催しました。

26 番、9 月 20 日就学指導のための言語検査に向けた、ことばの教室打合せ会と実施しました。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは、生涯学習課から 3 点ご報告いたします。

1 点目は、1 ページ 13 番の「館腰公民館改築に関する懇話会」についてです。

教育委員の皆様には、先月の懇話会で「館腰公民館改築工事の基本設計（案）」についてご説明したところでありますが、その後、9 月 4 日に開催された議員協議会にて議員の方々に説明したところであります。今回、これを受けて 9 月 6 日に懇話会を開催し、基本設計案について説明しました。

当日は、委員 33 名中 21 名の出席をいただきました。委員の方々からは、ホールにエアコンを設置してほしいという要望がだされましたが、基本設計案については、ご了承いただいたところであります。

今後、この基本設計をもとに詳細設計を行い、令和 7 年度の当初予算に工事費等の予算を計上していくこととなります。

2 点目は、2 ページ 34 番の家庭教育支援チーム事業「秋の移動交流サロン」についてです。本日開催したところでありますが、大人 9 名、子ども 11 名の参加で、白石市のこどもアミューズメントセンターこじゅうろうキッズランドに行ってきております。

3 点目は、35 番の少年の主張宮城県大会についてです。こちらも本日開催で大郷町のほうに行っております。結果についてはまだ確認できておりませんが、県大会出場者 13 名中 1 名が選ばれ、北海道・東北ブロックに推薦されます。そこで書面審査で選ばれた 2 名が全国大会に出場となると伺っております。

生涯学習課からは、以上です。

瀧澤教育長

文化スポーツ課お願いします。

鈴木文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課の行事につきまして報告いたします。

スポーツ関係のイベント及び歴史民俗資料館のイベントを資料のとおり実施しました。これまで実施してきたものであり、新たなものはございませんので特段この場で報告するものはございません。

文化・スポーツ課からの報告は以上です。

瀧澤教育長

市史編さん室お願いします。

林市史編さん室長

市史編さん室担当分の行事報告につきまして、一つご説明いたします。

2 ページ 31 番「東北大学宗教学実習」でございます。こちらにつきましては、9 月 24 日から 26 日までの 3 日間、市史編さん室がご協力いたし、東北大学の学生がゼミの実習として、地域のご家庭を直接訪問し地域のお祭り、家庭の年中行事、冠婚葬祭などについて調査を行ったものです。26 名の学生が 5 つのグループに分かれ、増田の本町、北町、田高町西・東地区

内で実施いたしました。ご回答いただいたご家庭が 48 件であり、事故等トラブルも無く終了
いたし、担当の先生からも充実した調査になったものと聞いております。

調査結果は市史編さん専門委員会専門部会「民俗・地域誌」部会の事業にも活用してまい
ります。なお、次年度も引き続き市内別地区において実施することも検討されています。
以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、報告があった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に(2)、行事予定について説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案書は、3 ページから 5 ページになります。

私からは特にありません。次回の教育委員会定例会及び懇話会の日程の件ですが、後の協
議の際にお願いいたします。

あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

山家次長兼教育総務課長

教育総務課から 1 点ございます。3 ページの 7 番、10 月 4 日に第 1 回通学路安全対策推進
会議を行います。この会議は市内小中学校、中学校の通学路の安全確保に向けた取組につき
まして、岩沼警察署、仙台土木事務所など関係機関が連携し、継続的に推進するため、年 2 回
程度開催をするもので、今回は合同点検の実施箇所を選定する予定となっております。

教育総務課からは以上です。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

高橋理事兼学校教育課長

1 番、9 月 28 日 市の中学校新人大会が行われます。

6 番、10 月 2 日 就学支援委員会の第 1 回目を行う予定です。全部で 3 回実施する予定で

す。

13 番、10 月 8 日 市の校長会を行います。

14 番、10 月 9 日 市の研究主任者会の教育視察研修を行います。個別最適な学びと協働的な学びで先進的な取組をしている、山形県天童市の学校の公開研究会に参加いたします。

19 番、10 月 11 日 第 1 学期の最終日となります。

4 ページをご覧ください。

24 番、10 月 16 日 閑上小中学校に転入・進学を希望する児童生徒が定員を超えた場合、この日に公開抽選会を実施します。

25 番、10 月 17 日第 2 学期の始業式となります。

35 番、10 月 22 日はなもも教室の運営連絡会を行います。

37 番、10 月 23 日この日の増田小学校から就学時健診が始まります。

5 ページをお開きください。

51 番、10 月 30 日市の小学校音楽発表会を文化会館にて開催します。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは、生涯学習課から 3 点ご説明いたします。

1 点目は、3 ページ 9 番の館腰地区民大運動会についてです。昨年度は 9 月 10 日に開催しましたが、気温が高く中盤で暑さ指数が厳重警戒になり、途中で中止になったことを踏まえ、今年度は 10 月の開催としております。

市内の地区民運動会については、今回の館腰地区の運動会が最後で、今年度は那智が丘、高館、増田西、館腰の 4 地区での開催となったところです。

2 点目は、20 番の第 41 回海の子山の子交歓会についてです。

今年は、名取市会場の時期を暑さ対策として夏から秋に変更しており、秋休み期間中の 10 月 12 日（土）から 13 日（日）に実施します。内容については、閑上での周遊船乗船や漁港での赤貝の学習、海岸でのレクリエーション、絵灯籠づくりなど様々な体験活動を予定しております。

3 点目は、4 ページ 28 番、5 ページ 44 番にあります各地区公民館まつりについてです。今年度も全公民館で開催が予定されているところであり、10 月中に 2 館、11 月中に 8 館、2 月中に 1 館で行われる予定ですが、衆議院議員選挙が 10 月後半から 11 月に行われる可能性が高まってきており、場合によっては、日程の変更も予定されております。

生涯学習課からの説明は以上です。

瀧澤教育長

文化スポーツ課お願いします。

鈴木文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課の行事予定につきまして説明いたします。

最初に 4 番、10/1 に開催される市制施行記念式典に併せ、名取市スポーツ賞顕彰を行います。特別功績賞 5 件、功績賞 131 件（個人 124 名、団体 7 団体）となっています。

続きまして、5 番、10/1 に宮城県巡回小劇場、音楽公演「リンゴマ」を、増田小学校 6 年生を対象に実施します。（約 160 名）

続きまして、10 番、10 月 6 日に不二が丘小学校で「ラジオ体操・みんなの体操会」を実施します。参加者は約 300 名を見込んでおります。

続きまして、22 番、スポーツ協会への委託事業となりますが、10 月 14 日に十三塚公園及び市民体育館において健康づくりスポーツ大会を実施します。ニュースポーツの体験コーナーなど行う予定となっております。

続きまして、29 番、10 月 19 日、20 日の 2 日間、文化会館において「みやぎ県民文化祭」が開催されます。宮城県文化協会が主催するものですが、名取市文化協会が主管となり進めているものです。

続きまして、30 番、10 月 19 日に市民球場で市内 3 校野球定期戦を行います。平成 8 年から開催しており、今年度で 28 回目となります。

続きまして、36 番、10 月 22 日の午前に高館小学校、午後から愛島小学校で宮城県青少年劇場小公演「サクソフォンとピアノのコンサート」を行います。高館小学校は 1 年生から 6 年生、愛島小学校は 6 年生が対象となっています。（高館約 80 名、愛島約 180 名）

続きまして、43 番、10 月 26 日に歴史民俗資料館で「資料館まつり」を開催します。当日は、市指定の郷土芸能のステージやまが玉作りなど歴史に係る体験メニューなど実施する予定です。

その他、スポーツ及び歴史民俗資料館のイベントにつきまして、資料のとおり実施する予定としております。

文化・スポーツ課の行事予定は以上です。

瀧澤教育長

市史編さん室をお願いします。

林市史編さん室長

特にございませぬ。

瀧澤教育長

ただいま説明した行事予定等について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認いたします。

次に、日程第 4 専決事務報告に入ります。

はじめに、専決事務報告（1）名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例に対する意見についてを議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告（1）ですが、議案書は 6 ページから 17 ページになります。そのほか、別冊で配布しております専決事務報告（1）資料となります。

本件は、9 月 5 日に召集されました名取市議会定例会に提案された条例議案について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条」の規定に基づき、市長から意見を求められましたが、教育委員会開催の時間がなかったことから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項」の規定に基づき、8 月 29 日に専決し、「異議がない」旨回答したので、「同条第 2 項」の規定により報告するものです。

条例議案の内容につきましては、議案書の 8 ページからとなりますが、使用料及び手数料に係る料金の適正化等を図るため、「名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例」を、令和 7 年 4 月 1 日を施行日として制定するものです。

本市の使用料・手数料の前回の見直しは、平成 29 年 4 月 1 日を施行日として実施されておりました。その後、令和 2 年度を初年度とする第六次名取市行財政改革大綱において、「使用料、手数料の適正化」を実施計画項目に設定し、見直しに取り組むとしていたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響等から、実施時期の延長を重ねてきたところであり、このたび、改めて見直しが行われるものであります。

基本的な考え方としては、公共施設を利用する方（受益者）と利用しない方（非受益者）の費用負担の公平性を確保するという「受益者負担の原則」と、算定方法の明確化として、サービスの提供に必要なコストを正確に把握する必要から、平成 27 年 10 月に策定した「使用料・手数料の見直し指針」を根拠とし、各所管において算定を行ったものであります。

なお、今回の見直しにあたっては、「障がい者の公の施設の使用料等の割引について」も検討が行われ、個人利用を対象とし、各種手帳をお持ちの方は、すべて等級を問わず、障がい者 1 名に対し介護者 1 名も割引対象とするとしたところであります。

教育委員会における使用料・手数料の見直しの対象施設は、公民館、十三塚公園、市民体育館となります。そのうち、十三塚公園、市民体育館においては、障がい者の使用料の割引が適用され、個人使用料は無料となります。

本日配付しております専決事務報告（1）資料②では、新旧料金とその差額のほか、値上げ率等を一覧で表記しておりますので、ご参考いただきながら、この後の説明をお聞きいただければと思います。

議案書の 9 ページをご覧ください。資料②は 3 ページとなります。

十三塚公園につきましては、市民球場と市民陸上競技場及び市民庭球場において使用料を

徴収しておりますが、これらの施設は、過去において、平成 10 年と平成 24 年及び平成 29 年に使用料の改定を行っております。

十三塚公園の使用料については、平成 27 年 10 月に制定した「使用料・手数料の見直し指針」に従い、受益者負担 50%で算定したところ、現行使用料の 2 倍から 3 倍になりましたが、近隣の類似施設使用料も参考にし、市民庭球場の庭球場と練習場について 1.5 倍の改定上限の改定としております。

ただし、練習場の個人使用につきましては、従前より 10 円単位で使用料を見直しており、今回も同様の整理としております。

次に、議案書の 12 ページをご覧ください。資料②は 4 ページからとなります。

公民館については、平成 29 年に使用料の改定を行って以降、全体的な見直しは行っておりません。その後、増田・閑上・下増田公民館が新たに開館しておりますが、その際は、平成 29 年改定時に使用した（時間基準）単価を用いて、それぞれの諸室の面積に応じて使用料を設定してきたところです。

今回の算定にあたりましては、平成 29 年改定時の算定には再建中ということで含めていなかった増田・閑上公民館のコストを含めて共通の（時間基準）単価を算出しております。

全公民館の項目が引き上げの改定となりますが、平均すると約 1.3 倍の引き上げとなっております。

次に、議案書の 14 ページの下段をご覧ください。資料②は 13 ページとなります。

市民体育館は、平成 10 年と平成 29 年に使用料の改定を行っております。市民体育館の使用料については、指針に従い受益者負担 50%で算定したところ、現行使用料の約 2 倍から 3 倍となりましたが、近隣の類似施設使用料も参考にしながら、貸切使用、設備使用料については据え置きとし、個人使用料のみの改定としております。

個人使用料は、同様に算定したところ現行使用料の約 5 倍となることから改定上限により、1.5 倍の改定としたものであります。

改定後の金額は、値上げ率 50%以下となっておりますが、100 円未満を切り捨てた関係上、1.5 倍となっていないものであります。

瀧澤教育長

ただいま説明のありました、専決事務報告（1）について、ご質疑・ご意見等ありませんか。

洞口委員

同じホールでも閑上公民館と他の公民館で金額が違うのはなぜでしょうか。

佐藤生涯学習課長

閑上公民館は、他の公民館のホールと同じようなものは、閑上体育館として別にありまして、閑上公民館というホールは他の公民館の研修室の面積と同等であるため、単純に比較ができない状況です。

洞口委員

わかりました。

瀧澤教育長

その他ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

無ければ、専決事務報告（１）については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、「専決事務報告（１）名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例に対する意見について」は、報告のとおり承認といたします。

次、「専決事務報告（２）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その１）」を議題といたします。教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告（２）ですが、議案書は 18～20 ページ及び、本日配付の別冊、専決事務報告（２）から（４）資料の 1 ページから 7 ページとなります。

本件につきましては、「名取市情報公開条例第 7 条第 1 項」の規定に基づき、令和 6 年 8 月 28 日付けで市内に在住する個人から、「令和 5 年 12 月に市立学校で発生した重大事態に対処するために設置された名取市いじめ防止対策調査委員会について ①委員名簿、②これまでに開催された会議の記録及び配布資料」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第 10 条に規定する非開示情報が含まれていることから「部分開示」とし、「同条例第 8 条第 1 項」において、「開示請求のあった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号」の規定に基づき、9 月 11 日専決をし、開示決定を行いましたので、「同条第 2 項」の規定により報告するものであります。

私からの説明は以上です。

瀧澤教育長

それでは、ここで暫時休憩とします。

午後 3:33 休憩

午後 3:34 再開

瀧澤教育長

再開します。ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(2)については、報告どおり承認したいと思いますがご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、「専決事務報告(2) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1)」は、報告どおり承認といたします。

次、「専決事務報告(3) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)」を議題といたします。教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(3) ですが、議案書は21 から23 ページ及び、本日配付の別冊、専決事務報告(2) から(4) 資料の1 ページから7 ページとなります。

本件につきましては、「名取市情報公開条例第7条第1項」の規定に基づき、令和6年8月28日付けで報道機関に所属する個人から、「令和5年12月に市立学校で発生した重大事態に対処する名取市いじめ防止対策調査委員会についての会議録など一式の資料」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第10条に規定する非開示情報が含まれていることから「部分開示」とし、「同条例第8条第1項」において、「開示請求のあった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号」の規定に基づき、9月11日専決をし、開示決定を行いましたので、「同条例第2項」の規定により報告するものであります。

なお、開示した行政文書は専決事務報告(2) で開示した文書と同様の内容となります。私からの説明は以上です。

瀧澤教育長

それではここで暫時休憩とします。

午後 3:37 休憩

午後 3:38 再開

再開します。

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ専決事務報告（3）については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、「専決事務報告（3）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その2）」は、報告どおり承認といたします。

次、「専決事務報告（4）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その3）」を議題といたします。教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告（4）ですが、議案書は 24～26 ページ及び、本日配付の別冊、専決事務報告（2）から（4）資料の 8 ページとなります。

本件につきましては、「名取市情報公開条例第 7 条第 1 項」の規定に基づき、令和 6 年 8 月 28 日付けで市内の個人から、「令和 5 年 12 月に市立学校で発生した重大事態に関する同校 保護者説明会について、①説明の内容がわかる資料、②配付資料」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第 10 条に規定する非開示情報が含まれていることから「部分開示」とし、「同条例第 8 条第 1 項」において、「開示請求のあった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号」の規定に基づき、9 月 11 日専決をし、開示

決定を行いましたので、「同条第 2 項」の規定により報告するものであります。私からの説明は以上です。

瀧澤教育長

それでは、ここで暫時休憩とします。

午後 3:39 休憩

午後 3:40 再開

再開します。

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ専決事務報告（4）については、報告どおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、「専決事務報告（4）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その 3）」は、報告どおり承認いたします。

次に、追加案件となります。「専決事務報告（5）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その 4）」を議題といたします。教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告（5）ですが、本日配付の追加議案書 1 ページから 3 ページ、別冊、専決事務報告（5）資料となります。

本件につきましては、「名取市情報公開条例第 7 条第 1 項」の規定に基づき、令和 6 年 9 月 13 日付けで市内の個人から、「名教学第 265 号で部分開示された部分開示された保護者秋の開催について（お知らせ）の文書中「12 月 19 日のメール」とある電子メールの内容がわかる一切の文書」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第 10 条に規定する非開示情報が含まれていることから「部分開示」とし、「同条例第 8 条第 1 項」において、「開示請求のあった日から起算して 15

日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号」の規定に基づき、9月20日専決をし、開示決定を行いましたので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。私からの説明は以上です。

瀧澤教育長

それでは、ここで暫時休憩とします。

午後 3:42 休憩

午後 3:43 再開

再開します。

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

なければ専決事務報告（5）については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、「専決事務報告（5）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その4）」は、報告どおり承認といたします。

日程第5「議事」に入ります。議案第18号「令和6年度名取市スポーツ賞顕彰者（追加分）の決定について」ですが、本件は人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則第7条」の規定に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

※ 秘密会議部分は別途調製

以上で、秘密会議を終了いたします。

本日の議案は、以上となります。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 3 時 45 分終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 10 月 29 日

署名委員 荒井 龍弥

署名委員 洞口 ひろみ